
近世における家譜史料と人物

伊奈忠次像の表象をめぐって

平野 仁也

はじめに

江戸時代は、200年以上にわたる泰平の世が続いた時代であった。その間、幕府や諸大名家等によって、「家譜」「家伝」「系譜」「系図」、あるいは「由緒書」「先祖書」などといった、それぞれの家の歴史に関する記録類（以下、本稿ではこれらを家譜史料と称す¹⁾）が多数作成された。それらは、一般に、家の始まりを明らかにし、代々の祖先の事跡を顕彰するとともに、自家の立場を正統化する意図をもって作成されたものであった。

近世における武士の家譜史料に関しては、幕府・大名家等の研究に際して、もともと基礎的な分析対象として従来より検討が行われてきた。しかしながら、現状では、個別の分析に終始している感があり、家譜史料そのものの性質を問う研究は少なく、その点に関しては、依然として考察する余地が残っているものと考えられる²⁾。そこで本稿では、近世における武士の家譜史料に対する理解を深めるため、家譜史料が作成主体による表象の産物であることを意識した上で、作成主体のおかれた歴史的状況、ならびに作成主体と対象との関係性に着目して分析を行いたい。具体的な考察対象としては、徳川家康に仕えて重用された伊奈忠次という人物を取り上げ、後世、伊奈家の人間によって作成された3点の家譜史料中において、忠次像がどのように表象されているか——忠次の位置づけと描かれ方について検討する。あわせて各史料の相互比較を行い、史料間の共通点や差異を明らかにする作業を通じて、家譜史料という文字テキストの生成に影響を与える諸要因について考えたい。

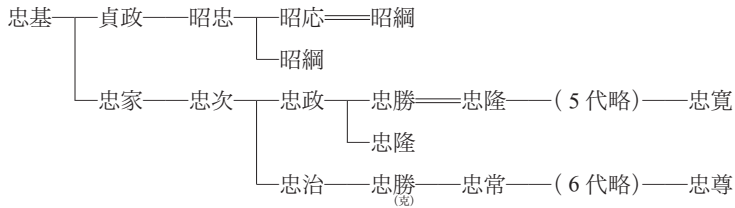
1. 伊奈忠次と伊奈氏について

伊奈忠次は天文19年（1550年）、三河国幡豆郡小島（現在の愛知県西尾市）に生まれ、

慶長15年（1610年）に61歳で死没した人物である³⁾。はじめは父忠家とともに、家康の嫡男信康に仕えたが、天正7年に信康が自刃した後、三河を離れて、堺に寓居、天正10年、本能寺の変勃発後、家康が堺から三河へ帰る際、その供に加わって三河へ戻った。以後、しばらくの間、忠次は家康家臣小栗大六の元に身を寄せ、天正14年からは家康の近習として仕えた。忠次について、労作『徳川家康文書の研究』の著者中村孝也氏が、「家康の経済系臣僚のうちの第一人者である」と述べているように⁴⁾、道路・河川の普請や、兵糧の管理、検地・知行割など、主として民政方面で活躍した人物である。

伊奈氏は信濃国伊那郡の出自と称する一族で、徳川(松平)家との関係は、忠次の祖父忠基が松平広忠(家康父)に仕えたことに始まる。本家の家系は、慶長5年(1600年)、当主昭綱が、福島正則家来との間で発生した諍いを原因に、家康より切腹を命ぜられて断絶した。忠次の父忠家は、忠基の十一男である(図表1参照)。

図表1 伊奈氏略系図(『寛政重修諸家譜』による)



忠次は、関東移封時に所領1万石を与えられ、代官頭として活躍した。忠次死去後、その跡を継いだ長男忠政の系統は、忠政子の忠勝が元和5年(1619年)にわずか9歳で死没したため、いったん無嗣断絶となったが、後に忠勝弟の忠隆が旧領のうちから1180石余を与えられ、子孫は旗本として続いた。同家の断絶後、伊奈氏から万石以上、すなわち大名に列せられた例はなく、近世を通じて、伊奈諸家は万石以下の徳川將軍家臣、すなわち旗本として存続した。

関東における代官としての務め、いわゆる「関東郡代」⁵⁾の職は、忠次の二男忠治の系統が継承し、代々幕領支配にあたったが、寛政4年(1792年)、忠尊の代にいたって、家中騒動を幕府より咎められ、家禄没収、「関東郡代」としての伊奈家は終わりを告げた。

2. 家譜史料における忠次像の表象

(1) 『寛永諸家系図伝』所収「伊奈系図」

寛永18年(1641年)、3代將軍徳川家光によって大名・旗本を対象とした一大系図集『寛永諸家系図伝』(以下、『寛永系図』と略す)の編纂が始められ、同20年、真名本・仮名本それぞれ186巻が完成した。旗本であった伊奈家の系図も『寛永系図』に収録さ

れており、忠基以降の代々について記されている。

[史料1]

- 忠基 市兵衛尉、生国参河、仕^(脚字) 広忠卿、為小島城主
 忠家 五兵衛尉、生国同上、為小島城主
 忠次 従五位下、備前守、生国同上
 忠政 筑後守、生国遠江、奉仕^(拾頭) 東照大権現、領参州小島之本貫、慶長十三年、叙
 従五位下
 忠治 半十郎、生国武蔵
 忠公 兵蔵、生国同上
 忠雪 五左衛門、生国同上、幼少而仕駿河大納言忠長卿、寛永十三年十二月、召而
 拜謁^(拾頭) 將軍家、同十五年、賜領地五百石、勤御書院番

上記は、『寛永系図』所収「伊奈系図」（以下、これを「寛永伊奈系図」と称す）にみえる忠基・忠家・忠次と忠次の子（忠政・忠治・忠公・忠雪）に関する記事を抜き出して引用したものである。忠次については、実名の他には、位階・官職・生国が記されるのみであり、具体的な事跡については一切書かれていない。忠次に限らず、「寛永伊奈系図」は全体的に簡潔な書きぶりであるが、これは『寛永系図』所収の諸系図にとって一般的なものではなく、他家では、合戦における活躍の様子などを詳細に記す例が多々みられる。

『寛永系図』は、まず幕府が大名・旗本の諸家からそれぞれの家の系図を提出させ、提出された系図に、林羅山（道春）を中心とする幕府の担当者が編纂の手を加えて成立したものである⁶⁾。「寛永伊奈系図」も、その元となったものは伊奈家において作成され、幕府へ提出された系図であっただろうが、これについて、元となった系図を作成する際の様子をうかがうことができる史料が存在する。

[史料2] 〈 〉内は細字

- 先祖寛 氏藤原
 〈広忠様エ御奉公 忠基 〈伊奈市兵衛尉、生国三州、小島城領知仕候〉
 御改名道閑様〉 忠家 〈伊奈五兵衛尉、生国領知同断、市兵衛子〉
 〈家康様エ御奉公〉 忠次 〈伊奈備前守、生国三州、五兵衛子〉
 〈家康様秀忠様御奉公〉 忠政 〈伊奈筑後守、本国三州、生国遠州、備前守子、任従五位下、従家康様為本領三州小島拝領、其後弟伊奈掃部助領知仕候〉
 〈従秀忠様御奉公〉 忠治 〈伊奈半十郎、本国三州、生国武州、備前守次男、筑後守弟〉
 〈家光様エ御奉公〉 忠公 〈伊奈兵蔵、本国三州、生国武州、備前守子、半十郎弟〉
 〈家光様エ御奉公〉 忠雪 〈伊奈五左衛門尉、本国三州、生国武州、備前守子、兵蔵弟〉
 (貼紙)「(駿河大納言様御事、忠長様ヲモ書付可申哉)」

〈従秀忠様御奉公〉 忠隆〈伊奈熊蔵、本国三州、生国武州、筑後守子〉

- 一、伊半十郎殿・同熊蔵殿、御先祖之書物御上被成度とて、(a)拙者とも御呼、家中之者とも御よひ、熊蔵殿・半十郎殿・私寄合、備前殿切々御物語之様子書進候、貴殿へ権現様御物語之御説之趣御覚も候ハ、御書直被下候様ニと、半十郎殿・熊蔵殿我等を御頼候、幸伊豆も其元へ参候間、御談合被成、御書候て可被下候、小栗又市殿へ、せハしなき所にて、備前殿能御着候とて、仁右衛門殿家中之衆之知行を少宛取、備前殿へ五石、仁右衛門殿より加増被成候由、備前殿細々皆々ニ御咄候つる、(b)甲州にて大蔵左衛門と申者を備前殿・寺田右京殿と兩人ニ被仰付候を、備前殿一人にて成敗被成候、休心備前殿を誉被申つる、(c)又川筑切、備前能筑候とて、大坂御陳之時上方大名衆を御付、長楽にて淀川を筑後殿ニ被仰付筑切申候、ケ様成義など書入候てハ如何候はん哉、
- 一、(d)半十郎殿代計ニも新田拾万石余発被申候、か様之趣も書入可申候哉、如何承知候、無申迄候へ共、備前殿より已来此外ニも書入能事候ハ、御書入可被下候、御奉公ニも成可申かと如此申事候、以上

大河内金兵衛久綱（花押）

五月十三日

松右衛門大夫殿

〔史料2〕は、大河内久綱から、久綱弟の松平正綱へ宛てて出された書状である⁷⁾。年次は書かれていないが、前半部分は、「寛永伊奈系図」の下書の一種と思われるものであり、後半の一つ書の内容も、『寛永系図』編纂に関わるものと考えられるので、書状作成年次は寛永18年とみてよいだろう。一つ書冒頭の「伊半十郎」は忠治（忠次子）、「熊蔵」は忠隆（忠次孫）である（図表1参照）。幕府へ系図を提出することになった伊奈家では、忠次らの事跡を調べたが、それに際して、下線部(a)のように、大河内家にたずねて過去の出来事を知ろうとしたことがわかる。大河内家も伊奈家同様、三河国を出自とする一族で、久綱やその父秀綱は伊奈家の下に代官として付属されていた。その関係から伊奈家の昔を知る人物として、大河内家の人々は協力を求められたのだろう⁸⁾。久綱は、元龜元年（1570年）の生まれであり、伊奈忠次より20歳年少である。忠次没時に久綱は41歳、『寛永系図』編纂時（寛永18年）は、72歳であった⁹⁾。一方、伊奈忠治は、忠次死没時19歳、忠隆はまだ生まれていなかった（元和2年生まれ）、16世紀後半から17世紀はじめにかけての忠次の事跡は、忠次をよく知る年配の者に尋ねる必要があったのである。

〔史料2〕において、久綱は、忠次が甲州で大蔵左衛門という者を一人で成敗したこと（下線部(b)）、忠次・忠政が築堤など土木技術で高い評価を受けていたこと（下線部(c)）、忠治が新田を10万石余開いたこと（下線部(d)）を挙げ、そのようなことを伊奈家の事跡として書き上げてはどうかと記す。先述のごとく「寛永伊奈系図」はきわめて簡潔な

ものであり、久綱が挙げた事跡はひとつも収録されなかった。17世紀前半の寛永の頃は、戦国の余風がまだまだ色濃く残る時代であり、争乱を実際に体験した者も社会に多く存命していた。この時代における武士の存在価値の第一は、戦場で戦い、敵の首級を挙げるなどの手柄をたてることにあった。戦国武士の回想に基づいた諸記録も、その主たる内容は戦場における武功譚であり、彼らの関心はそこにあった¹⁰⁾。先述のごとく忠次は民政方面に活躍した人物であったが、その働きは、戦国期から近世初頭にかけての武士一般の評価基準からみれば、高い評価を与えられ難い性質のものであったのだろう。実際、『寛永系図』をひもといてみても、そこに記される武士の功績のほとんどは戦場における手柄であり、民政方面における働きを記す例はきわめて稀である。よって、[史料2]において、久綱が「ケ様成義など書入候てハ如何候ハん哉」「か様之趣も書入可申候哉」、すなわち「このようなことなど書き入れてはどうだろうか」などとして挙げた忠次らの功績は、幕府への提出系図へ書き記すことが見送られ、それゆえに提出系図を元に作成された『寛永系図』にも記載されなかったものと推測されるのである¹¹⁾。

(2) 寛文13年伊奈忠常建立碑

忠次の子孫、忠常によって建てられた頌徳碑が埼玉県川口市の源長寺に現存する。同寺は「関東郡代」伊奈家の陣屋が置かれた武蔵国足立郡赤山村の地に所在し、境内には伊奈家の墓所がある。漢文体で書かれた碑の文章（「朝散大夫備前権守伊奈氏碑銘」、以下「碑銘」と略す）は、忠常の依頼によって、伊奈家の記録をもとに（「掘家牒」）、林鷲峰が叙述したもので、32行1928字からなる¹²⁾。鷲峰は林羅山の第三子であり、林家の二代目を継承した人物である（長兄・次兄は夭逝）。幕府に仕える儒者として各種文書の作成にあたりるとともに、林家の私塾を幕府の費用負担によって維持管理する官立学校的な形態へと移行させるなど、江戸幕府体制下における儒学の発展・定着に功があった。碑建立の年次は、「寛文癸丑六月十三日」すなわち寛文13年(1673年)6月13日である¹³⁾。

「碑銘」は内容によって17条に分けることができる（図表2参照）。この「碑銘」から民政方面で活躍した忠次の人物像を詳しく知ることが可能である。全17条の構成は、1条～9条が忠次の功績、10条～15条が忠政以降の一族の事跡、16条が建立の経緯、17条が忠次を讃える銘である。

「碑銘」では、冒頭において忠次を李冰・史起といった中国において治水・土木に功績のあった者に比し、2条では、さらに忠次の人物像を「勤省斂開墾之事、竭富国撫民之力」、すなわち、収穫の巡視や開墾に勤め、国を富ませ民を慰撫することに尽くしたと描く。

[史料3]

忠次能聴民間之訟、糺寇盜之奸、勸稼穡之業、正田疇之界、浚溝洫、厚墻壁、芟莠草、蒔苗種、海畔煮塩、山麓熾炭、栽桑麻楮漆、察金銀銅鉄硫黄塩硝之氣、知土産

図表2 「碑銘」所収記事(概要)

1	伊奈忠次は、李冰・史起・鄭国・白公のように、土木・治水に功績があった人物である。
2	伊奈家は清和源氏満快の末裔。信濃国伊奈から、忠基の代に三河へ移り住み、広忠に仕えた。忠基の子が忠家、その子が忠次である。
3	天正18年、小田原の陣の節、家康より三河・遠江・駿河の水陸交通のことを命ぜらる。忠次、大雨の中、強行して軍を進めようとする秀吉をいさめる。
4	小田原の陣後、北条氏所蔵の穀物を素早く量る。家康より1万石を与えられる。八州の貢税を掌る。市川・松戸・房川の三関の吏となる。常陸の一揆を鎮圧。
5	慶長5年、上杉征伐に際し、利根川辺で守備に就く。長男忠政は家康の近くに従う。天下一統して従五位下、備前守となる。
6	忠次の性質について。世を挙げて良吏とする。家康より、「新墾十分之一」を与えられる。
7	甲斐の賊魁大蔵氏を斬る。家康から「小豎」とがめられる。家康、忠次の刀を大蔵と名づける。
8	忠次、関東ならびに甲斐の寺社領を調べ、官印を与える。江戸城において顧問に預かる。忠次及びその家臣には民事に熟練した者が多い。
9	慶長 ^(ママ) 19年6月13日、忠次死去。
10	忠政の大坂の陣における働き。夢中に忠次が現れ忠政を諭す。土木技術をもって活躍。首30級を得る。
11	忠政弟忠治について。代官としての働き。赤山7000石を賜わる。家光の狩に従がう。家光より、馬術の腕を賞せらる。
12	忠治の5人の弟について。忠武は故あり世を避ける。忠公は伊豆の吏となる。忠雪は隊番の士に列す。弟2人は早世。
13	忠治子忠克について。父同様に勤める。奥州伊達信夫両郡の監吏となる。
14	忠克弟について。治詣は常陸の県吏に。忠臣は隊番の士に。
15	忠克子忠常について。「忠次規式」を守る。常陸国において、治水・開田の功がある。
16	忠常、「曾祖之功勞」を追憶して碑を建てることを望む。碑の文章を鷲峰に依頼する。
17	銘曰、「司農之務、暗合古職、治水通路、正界分洫、爰漑爰灌、以種以植、産業利民、貢賦富国、撫下施政、奉上竭力、聴訟而決、執言以直、萬石之禄、五品有陟、伝子及孫、順受其則」。
一	建立年次「寛文癸丑六月十三日 孝曾孫伊奈半十郎忠常、立之」。

藁草之宜、而有無交易、各得其利、巡検八州、尋水路之源、量高低、較広狭、漑田野、種五穀、至水溢出之地、則撃岡陵、通其流、而注於海、且按地利、開墾田、凡其所監撫、百余万石、積年之久、貢税倍蓰、戸口豊賑、拳世推以為良吏、神君嘉其富国之功、以其新墾十分之一、賜忠次、彰其殊恩、所在郡邑、無馭郵舟梁之滯、往還人人皆喜、平生謔黔首、諭禁戒、恤鰥寡、施仁惠、郷党皆懷之、

上記の〔史料3〕は、6条であり、忠次の功績をもっとも具体的に描写した箇所である。例えば、〔史料3〕の冒頭に、「訴訟を聴き、盗人を糺し、農事を勧め、田畑の境界

を正す」とあるように、地方支配全般に活躍した旨が記され、また、[史料3] 末尾では、「平生、人民を教え、禁ずべきことを諭し、身寄りのない者をあわれみ、恵みを施す」とあるごとく、有能かつ道徳的に優れた理想的な代官として描写される。無論、祖先を顕彰する意図をもって作られた「碑銘」であるから、それらの事実が、実態をどの程度反映しているかという点は留意する必要があるだろう。

17世紀半ば以降、「仁政イデオロギー」と称される領主—百姓間の関係意識が形成・定着したという研究史上の見解があり、今日では通説として捉えられている。仁政イデオロギーとは、領主は百姓の生存を可能にするため仁政を施すべきであり、百姓は領主の仁政に応じて年貢を皆済しなくてはならないという両者間の意識である¹⁴⁾。ここにおいて、諸大名等の領主は、軍団の長として合戦に従事し、手柄を挙げることを第一とした武人としての面に加えて、「仁政」を施し、民を安んずる統治者としての面も重要視されるようになったのであり、このことは忠次のように民政方面で功績のあった人物があらためて評価される状況を作り出したのではないだろうか。後世、人物像が形成されるにあたって当該の時代の意識から影響を受けたものといえよう。

「碑銘」と、先に挙げた「寛永伊奈系図」([史料1])との差異について考えてみたい。「寛永伊奈系図」は、忠次の祖父忠基から記述をはじめ、忠次については、同史料中の他の人物同様、著しく簡潔な記述である。これに対し、「碑銘」は、忠次を一族の起点に位置づけ、忠次の事跡を大きく取り上げ賛美する一方で、忠次以前の伊奈一族については、ほとんどふれない。以上の差異がみられる理由としては、17世紀前半、『寛永系図』編纂時点においては、「関東郡代」伊奈家はいまだ伝統化されておらず、伊奈一族を忠次に始まる「関東郡代」の家として表象する視点に乏しく、よって忠次を特別視する意識が生じ難かったことによるのではないか。しかるに、碑の建立者である忠常には、忠次以来の家職として「関東郡代」の務めを継承したという意識が強くあったのだろう。「碑銘」は、忠次、忠治、忠克(忠勝)、そして自己(忠常)に至る家の歴史を説明したものであるが、その中において家の起点とされた忠次と「神君」すなわち家康との関わりが、数度にわたって述べられている点は特徴的である。

[史料4]

- (a) 奉拝東照大神君、経歴参遠駿之間、勤省斂開墾之事、竭富国撫民之力(2条)
- (b) 神君使忠次監参遠駿三州水陸事(3条)
- (c) 神君始管関左八州、登時関白以北条倉粟数十萬斛附神君、令忠次留与官吏計算之(4条)
- (d) 慶長五年、神君東討上杉景勝、暫駐御馬於房川、忠次奮然進曰、願令微臣守此、則雖數萬之寇競来、不能济利根川(5条)
- (e) 神君嘉其富国之功、以其新墾十分之一、賜忠次(6条)

以上は、「碑銘」のうち忠次と家康の関係を表した注目すべき箇所を挙げたものである。

(a)は忠次が家康に仕え、三河・遠江・駿河の民政を司ったこと、(b)は天正18年(1590年)、小田原合戦時、秀吉の軍勢が家康の領国を通過するにあたって道路や橋梁の整備を任されたこと、(c)は小田原合戦の後、家康が関東へ国替えとなった時、秀吉は北条氏所蔵の糧食を家康にゆだねたが、その際、忠次をその地に留めて計量させたこと、(d)は慶長5年(1600年)、関ヶ原合戦の前哨戦ともいべき上杉討伐の時、房川の地にしばし駐留した家康に対して、この地を堅守し、数万の敵兵が来ようとも利根川を渡らせない旨を述べたこと、(e)は代官として領地の経営に功があった忠次に対し、家康が「新墾十分之一」を与えたことを記す。4条～6条において、家康との関係が、「関東」という場における出来事として叙述されている点は、自己を「関東郡代」の家と位置づけた伊奈家の立場を考える上で見逃せないだろう。近世武家社会に身をおく人間にとって、「神君」家康は言うまでもなく特別な存在である。自家と関東の地との結びつきを家康の命に由来するものであると示すことは、「関東郡代」としての自家の正統性を主張する上で大きな力となる。

代官としての伊奈家の地位が17世紀後半に次第に低下したこと——すなわち、忠克の代までは、江戸幕府における諸代官の統率者としての地位を保持していたことに対し、忠常(碑の建立者)の代に至って、その地位が引継がれなかった点——が先学によって指摘されている¹⁵⁾。碑建立の意図は、忠次を「関東郡代」伊奈家の始祖とみなして顕彰するとともに、家の由緒を「神君」家康と関係づけながら叙述することによって、自家の権威を高めようとするところにあったのであり、その背景には、昔日の地位への復帰を望む忠常の思いがあったと推測することが可能だろう¹⁶⁾。

(3) 『諸家系譜』所収「伊奈系譜」——由緒の変容——

『寛政重修諸家譜』(以下、『寛政譜』と略す)は、幕府が編纂した大名旗本家等の系譜集であり、先に挙げた『寛永系図』を増補改訂したものである。同書編纂の総裁は、若年寄の堀田正敦が務め、文化9年(1812年)に14年の歳月を費やして完成した¹⁷⁾。幕府による『寛政譜』編纂の命を受けて、諸家では家譜を作成して幕府へ提出したが、この時の提出家譜を転写したと考えられるものが、国立公文書館所蔵の『諸家系譜』である¹⁸⁾。

『諸家系譜』に伊奈一族からは旗本5家が収録されている¹⁹⁾。忠次の記事は、伊奈熊蔵忠寛が提出した「寛政十一己未年十一月」の年次を有する系譜(以下、これを「伊奈系譜」と称す²⁰⁾)にみえるが、この家は忠次長男忠政の系統で、上述のごとく17世紀初頭にいったん無嗣断絶、その後、1180石余の旗本として存続を許された家であった(図表1参照)。

「伊奈系譜」の忠次に関する記事は、内容から13条に分けることができる(図表3参照)。これを先の「碑銘」と比較すると、「伊奈系譜」は、忠次の出生に関する記事や、

図表3 「伊奈系譜」所収忠次記事（概要）

1	天文19年、三河國小嶋にて生まれる。
2	天正7年、信康自刃の後、父とともに堺へゆく。
3	天正10年、小栗大六を頼って、家康の供に加わり、三河へ還る。小栗の与力になる。
4	天正14年、家康が駿府へ移る際、見出されて近習となる。家康、伊奈家の紋を定める。
5	天正18年、小田原の陣の節、家康より水陸交通のことを命ぜらる。大雨の中、強引に軍勢を進めようとする秀吉をいさめる。
6	同年、関東諸城の寄手へ兵糧の便宜を図る。
7	同年7月、小田原開城後、北条方所蔵の糧食の管理を任せられ、その量をすばやく把握する。
8	武蔵国足立郡の内において1万3000石を与えられる。関東郡代、八州の貢税、三関（市川・松戸・房川）を任せられる。
9	文禄元年8月、筑前国名嶋において、秀吉より褒美を賜わる。
10	慶長5年、上杉征伐に際し利根川辺を守備する。子忠政は家康の供を命ぜらる。
11	同年、関ヶ原の節、小荷駄奉行に任ぜらる。
12	天下一統の後、累年の功により、諸大夫、備前守に。その後、甲斐国史となる。
13	慶長15年6月13日死去。

信康（家康長子）が自刃した件に関連して一時期徳川家を離れていたことなど、「碑銘」に書かれていない記事が含まれており、忠次の一生が時間的な面で満遍なく叙述されている。これは、祖先の顕彰を目的とした「碑銘」と、幕府に差し出す記録としての性格を有する「伊奈系譜」とのちがいといってよいだろう。「碑銘」では、忠次が民政方面の専門家であり、民百姓に慕われる存在であったことを記すが、それに対し、「伊奈系譜」では、代官を務めたという記述はあっても、「碑銘」の6条にみられるような民百姓を慈しむ人物としての姿、道徳的に秀でた理想的な代官とする描写はみられない。先に挙げた「碑銘」も、この「伊奈系譜」も、ともに伊奈一族によって記された家譜史料であるものの、両者の書きぶりには差異が認められる。このことは両者の作成契機や史料としての性質以外のところに理由が求められるのではないだろうか。以下、考えられる点として、ふたつ挙げたい。ひとつは、当該系譜の提出者である伊奈忠寛の系統は、「関東郡代」の家ではなかったことである。伊奈諸家のうち、忠政から忠寛にいたる系統が近世期における伊奈家の本家筋であり、図表3で示した忠次の事跡もこの家の提出系図に収録されたが、「関東郡代」としての職務は、忠治の家系が継承した。「碑銘」の場合、碑の建立者である忠常が、「関東郡代」の職にあったので、忠次を関東における民政方面の功労者として顕彰し、その存在を肯定することは、自己の正統性を強固にする意味合いがあったけれども、「関東郡代」の家柄ではない忠寛の場合、そのような視点が希薄だったのではないだろうか。もうひとつは、「関東郡代」伊奈家が、これより前の寛政4年に、家中騒動を原因として、代官の地位を失っていた点である。家自体は当主の

図表4 「伊奈系譜」所収忠家記事（概要。武功を挙げた合戦など）

1	享禄元年（1528年）、三河国に生まれる。
2	永禄12年（1569年）3月、三河国毛家合戦。
3	元亀3年（1572年）12月、二俣城、不才寺前などでの働き。一字賜り、康定と名乗る。
4	永禄4年（1561年）3月、築山村において川手三郎と合戦。
5	同年7月、吉良山下において合戦。
6	永禄6年10月、土井村において岩手孫左衛門尉と合戦。
7	永禄7年、西条左衛門尉と合戦。
8	永禄8年正月、築山村において安助小平次と合戦。
9	同年3月19日、衣において石垣善七郎と合戦。
10	同年9月、岩村において、岩村阿部と合戦
11	永禄9年2月、日長村において、日長兵右衛門尉と合戦。
12	同年9月、酒人村神社の前にて、日長伝八と合戦。
13	永禄10年3月、柴山城合戦。
14	永禄11年8月、信長に加勢して近江国箕作城攻め。
15	永禄12年正月、遠江国家河城において合戦。
16	同年3月、遠江国虹塚において合戦。
17	元亀元年（1570年）6月、姉川の合戦。伊奈市兵衛死去。
18	天正2年（1574年）7月、三河国にて一向宗徒一揆。家康に背く。
19	天正3年5月、長篠の合戦。忠家、仁兵衛と名を変え、信康の陣に加わる。
20	天正7年、信康生害後、牢人の身となる。
21	天正10年6月、本能寺の変。家康が堺から三河へ帰国する際に付き従う。
22	天正12年4月、長久手合戦。池田勝入の家来川瀬市兵衛を討ち取る。この後、織田信雄に仕える。
23	天正13年3月、信雄の命により、名越城主加留又左衛門尉を討ち取る。
24	天正14年9月、信雄の命により、井戸久助を討つ。後忠次の元で隠居。
25	慶長12年4月1日死去。

交代、減知の上で存続していたが、「関東郡代」としての伊奈家は、「伊奈系譜」が提出された寛政11年の時点ですでに消滅していた。忠次子孫とはいえ「関東郡代」の系統ではなかったこと、「関東郡代」伊奈家が絶えていたこと、以上の理由から、代官伊奈忠次は、「伊奈系譜」の提出者忠寛にとってアイデンティティの中核とはなりえなかったと推測されるのである。

忠次にかわって一族の祖として重要な位置を与えられた人物が、忠次父の忠家²¹⁾である。忠家の記事は、「伊奈系譜」中もっとも分量が多い。「伊奈系譜」所収の忠家記事を一覧にまとめたものが図表4である。主君家康への戦場における奉公の様子が多く記さ

れているが、大変興味深いことに、それらの記事のほとんどは、おそらく事実ではない。その理由としては、現在一次史料で確認できない合戦や人物名・地名が多数みられること、忠家とともに手柄をたてたとされる人物について、それらの人物の家譜史料には、関連する記述がみられないなど諸史料との整合性に欠けることが挙げられる。永禄～天正期における三河・遠江の情勢と一致しない点も多い。その一例を挙げると、以下の通りである。

[史料5]

永禄十年丁卯三月十二日、富永平六・岩瀬市兵衛尉・岩浪清右衛門尉・荒川与十郎・田中喜次郎・山本平右衛門尉、此六人武田信玄ト被頼而楯籠柴山之城、神君御怒御攻落有之刻、伊奈市兵衛尉・凶書照忠・同熊蔵・渡辺忠右衛門尉・石川藤四郎・仁木六之助・加藤三左衛門尉、右七人以太刀働而城ヲ攻破ス

[史料5]は、永禄10年の「柴山之城」攻めに関する箇所である。武田信玄方として「柴山之城」に富永平六ら6人が立て籠ったが、家康がこれを攻め落とすとある。その際、伊奈市兵衛尉ら7人が手柄を挙げたという。この記述の信憑性について考えると、そもそも「柴山之城」の所在が確認できない。合戦が起きたとされる「永禄十年丁卯三月十二日」について、家康は、永禄8年に三河をほぼ制圧し、同11年に至って今川氏の勢力範囲である遠江へ侵攻したが、永禄10年の段階における信玄と家康の争いは、他の史料に認められず²²⁾、人物名についても不詳の点が多いことなどから、[史料5]の記述は歴史的事実として捉えることはできない。

また、「伊奈系譜」は、忠家が三河を出奔した原因として、「天正2年(1574年)」の一向一揆を挙げるが、三河の一向一揆は永禄6年(1563年)から7年にかけて勃発したものであるから年次が合わない。「伊奈系譜」では、天正3年5月に忠家が長篠の陣に際して、御家に復帰したと記すが、出奔をその直前におくことで、徳川家を離れていた期間を短くしたのだろう。例えば、永禄7年中(1564年)に出奔し、天正3年(1575年)信康のもとへ来たとする場合、徳川家を離れていた期間は、11年程度となるが、これが天正2年中に出奔したとする場合は、わずか1年程となる。「伊奈系譜」では、忠家が徳川家の家臣であった時期を実際よりも長いものとしたのであり、作為によって作上げられた期間に、忠家は多くの「手柄」を挙げているのである。このような行為は、幕府の『寛政譜』編纂者も当然気づいたところであつたらう。『寛政譜』所収「伊奈家譜」には、図表4で示した忠家の履歴のうち、2条～16条で記された功績は、ひとつも採用されていない。『寛政譜』編纂にあたって、当該記事の信憑性に疑問が付され、削除されたと捉えるのが妥当であろう²³⁾。

以上のように「伊奈系譜」においては、忠次の父忠家の武功が創出され、家譜中で大きく取り上げられた。徳川家とのつながりということでは、忠次の一代前の人物の記事が増えたことで、より古い時代からの徳川家との結びつきが強調されることになった。

忠次を家の祖として、これを取り上げる姿勢は後退し、家譜に占める忠次記事のウエイトは相対的にみて小さくなった。このように伊奈家の由緒は変容したのである。

おわりに

以上、近世期において、伊奈忠次という人物が、伊奈氏自身によってどのように位置づけられ、描かれたか、(1)~(3)の事例に基づき具体的に検討した。冒頭に述べたように、分析にあたっては、家譜史料の作成主体がおかれた歴史的状況、ならびに作成主体と対象との関係性を重視した。忠次像の表象のあり方は、同じ伊奈一族の手によって作られたものであっても差異が存在したが、これについては、家譜史料の作成主体が、自己を代官伊奈忠次の後継と認識するか否かが大きな影響を与えている。徳川（松平）家と伊奈家の主従関係は、忠基（忠次祖父）が松平広忠に仕えたことに始まる。徳川家康による天下の統一、そして明治維新に至るまで、両者が主従関係にあったことは変わらなかったが、各時代におけるそれぞれの伊奈家の地位は決して不変のものではなく、本家や忠政系の断絶、忠治系の「関東郡代」罷免など変化があった。本稿で挙げた家譜史料は、いずれも徳川家との主従関係を軸に自家の歴史を叙述しており、それは不変の事柄であったが、家譜史料にみえる忠次の人物像については、現実の伊奈一族の状況に対応して差異が生じたと考えられるのである。家譜史料に接するにあたっては、それが作成主体による表象の産物であることを明確に認識した上で、作成主体のおかれた特有の状況——例えば、幕府へ家譜史料を提出するにあたっては、旗本・譜代大名ならば、幕府内における地位や役職にまず注目すべきであろう——を勘案し、表象行為に影響を与えうる諸要素について検討することが重要といえるだろう²⁴⁾。

以上、本稿では伊奈一族による忠次像の表象のあり方を手がかりに、近世期における武士の家譜史料の有する性質について考察した。

注

- 1) 本稿では、家譜史料を「対象となる一族の代々の続柄を示し、かつそれぞれの人物の事跡等を記したもの」と定義づける。なお、『国史大辞典』（吉川弘文館、1979-1997年）所収「家譜」の項（佐伯有清執筆）では、「一家の系譜を書き記したもの。系図は人名を系線でつなぎ父子関係を表わし、各人名のもとに簡単な経歴・事績などを記すが、家譜は文章体で、一家の始祖に始まる歴代の続柄・経歴・事績を書きあげるのが特徴」とし、「江戸時代になると家譜と称する編纂物が目立って多くなり（中略）寛政十一年（一七九九）から林述斎らによって家譜の集成が開始された『寛政重修諸家譜』に至って家譜の編纂は頂点をきわめた（中略）近世以降の家譜は系図の性格が強い」と説明する。
- 2) 例えば、『日本古文書学講座 第6巻 近世編1』（雄山閣、1979年）所収「5 武家文書 家譜・由緒」の項（藤野保執筆）や、『概説古文書学 近世編』（吉川弘文館、1989年）所収「藩士書上」（上

- 野秀治執筆)の項、同「由緒書上」(児玉幸多執筆)の項は、家譜史料の分類とその性質について論じているが、その内容は幕府編纂物の解説や、若干の事例紹介など簡潔な説明に留まっている。
- 3) 以下、人物の事跡は、『寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、1964-1967年)による。また、忠次ならびに伊奈氏に関しては、多数の研究蓄積があるが、とりあえず以下を参考とした。本間清利『増補新版関東郡代』(埼玉新聞社、1983年)、和泉清司編『伊奈忠次文書集成』(文献出版、1981年)、太田尚宏「「関東郡代」の呼称と職制—幕府代官伊奈氏の支配構造解明の前提として—」(『徳川林政史研究所研究紀要』34、2000年)、太田尚宏「幕府代官伊奈氏の歴史的性格」(『徳川林政史研究所研究紀要』35、2001年)、小澤正弘『関東郡代伊奈氏の研究』(私家版、2004年)。
- 4) 中村孝也『家康の政治経済臣僚』(雄山閣出版、1978年)。
- 5) 伊奈氏に対する「関東郡代」の呼称は、幕府の職制上の正式職名ではなく、伊奈氏側の自称であったことが、太田によって証明されている(太田前掲2000論文参照)。本稿では、太田の指摘をふまえて、従来の研究史における認識を鑑みたまえつつ、従来の研究史における認識を鑑みたまえつつ、忠治に始まり、忠尊に至る家系の職を「関東郡代」と記すこととする。
- 6) 『寛永系図』の編纂状況に関する考察としては、以下のものが挙げられる。山本武夫「徳川幕府の修史・編纂事業二 寛永諸家系図伝と寛政重修諸家譜」(『国史大系月報』八、1964年)。福井保『江戸幕府編纂物』(雄松堂出版、1983年)。山本信吉「『寛永諸家系図伝』について」(日光東照宮社務所編『寛永諸家系図伝』解説、1989年)。橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」(日光東照宮社務所編『寛永諸家系図伝』解説、1989年)。小宮木代良「近世前期領主権力の系譜認識—寛永諸家系図伝の作成過程から—」(九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』岩田書院、2008年)。なお[史料1]は、日光東照宮社務所編『寛永諸家系図伝』(真名本)からの引用である。
- 7) 『新編埼玉県史 資料編17 近世8』(埼玉県、1985年)所収。正綱は長沢松平家の名跡を継いで松平姓を名乗った。また[史料2]にみえる「伊豆」は、松平信綱である。信綱は久綱の子で、正綱の養子となった(『寛政重修諸家譜』)。
- 8) 伊奈家と大河内家の関係については、和泉前掲書、小澤前掲書参照。
- 9) なお、『寛政譜』によれば、大河内秀綱(号休心)は元和4年(1618年)に73歳で死没。逆算すると生年は天文15年(1546年)となる。正綱は天正4年(1576年)生まれ、慶安元年(1648年)、73歳で死没。
- 10) 新行紀一「戦国三河武士の自分史」(『愛知教育大学』歴史研究』45・46、2000年)。
- 11) 前述の大蔵左衛門という者を忠次が成敗したという事柄は、一見忠次の武勲として捉えられそうにみえる。しかし、これを詳細に記す史料(「朝散大夫備前権守伊奈氏碑銘」、次項参照)によると、この一件は、「甲斐国史」に補せられた忠次が、同国内に巢食う「賊魁大蔵氏」を討ったのであり、治安の維持、つまり民政方面に関連する出来事として捉えることが適当であって、武士がその存在意義をアピールする上での最大場と考えられる合戦における軍功ではない。
- 12) 『近世儒家文集集成 鷲峰林学士文集下』(ペリかん社、1997年)所収。
- 13) なおこの6月13日は忠次の命日にあたる。小澤前掲書参照。
- 14) 深谷克己「百姓一揆の思想」(『思想』584、1973年)、宮沢誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造—初期藩政改革との関連を中心に—」(『歴史学研究』別冊、1973年)。
- 15) 太田前掲2001論文参照。
- 16) 家康との関係で自家を位置づける動きについては、由緒論研究とも関連するところである。その研究史については、山本英二「日本中近世史における由緒論の総括と展望」(『歴史学研究』847、2008年)参照。山本は由緒を「近世のイエや村などが、特定の政治権力との関係を起点として自身を正統化するときの由来・事由のこと」と規定している。
- 17) 『寛政譜』の成立については、先に挙げた山本武夫・福井保の研究の他に以下のものがある。柴田実「江戸幕府の修史事業について」(史学会編『本邦史学史論叢 下』富山房、1939年)、白井哲

哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣、2004年）。

- 18) 福井前掲書参照。
- 19) 「小普請組、仙石伊兵衛支配、伊奈幸之助」、「御小姓組、南部肥前守組、伊奈熊蔵」、「小普請組、溝口相模守支配、伊奈小三郎」、「大御番、堀内蔵頭組与頭、伊奈権八郎」、「関東郡代支配、御代官、伊奈友之助」、以上、旗本の5家である。なお、「伊奈系譜」には筆写時の誤りと思われる箇所が見られ、意味のとりにくい部分がある。
- 20) 「系図」と「系譜」のちがいについて、『日本国語大辞典』では、「系図」を「その家の先祖から代々の系統を書き記した表。系譜。家譜。譜図」、「系譜」を「血縁などのつながりを示す記録や表。家譜。系図」とする。これによれば、事実上両者は同じものを指しているといつてよいだろう。管見の限りでは、近世史料上における用法も両者に差異は見出しがたい。
- 21) 『伊奈系譜』では「康定」とするが、本稿では一般に採られる「忠家」とした。『寛政譜』所収『伊奈家譜』も「忠家」とし、「今の呈譜に、初め熊蔵易定後五兵衛康定に作り、御勘気蒙るの間、仮に仁兵衛忠家と称すといふ」と記す。『寛政譜』編纂者は、「伊奈系譜」がいう「康」の字拝領の事実について疑わしい部分があったので用いなかったと考えられる。
- 22) 三河・遠江の政治情勢については、『新編岡崎市史 中世2』（新編岡崎市史編さん委員会、1989年）、『愛知県史 資料編12 織豊2』（愛知県史編さん委員会、2007年）参照。
- 23) 先述のごとく『寛政譜』は各家から提出された家譜を元に編纂されたものだが、所収家譜の最終的なテキストは、編纂の主体である幕府によって作成されたものである。一般に家譜史料の作成主体が、その家の子孫ではない場合、祖先の顕彰、一族の事跡の美化といった立場にとらわれないという意味では、中立的な視点から記事を著すことができるのではないだろうか。また、そもそも幕府は諸家の上位に位置する権力であったがゆえに、各家に家譜の提出を求め、それを訂正することが可能であったといえる。『寛政譜』の史料性格に関する研究、例えば、諸家提出家譜の収録記事に対する幕府の具体的な考証のあり方などは、現在の研究状況においては、いまだ十分に解明されていない部分である。『寛政譜』の「条例」には、同書の編纂方針として「いまあらたむるものは、かならずそのゆへよしを註し、是非決しがたきは、ふたつながら存して参考にそなへ、議すべきものあればその按をくはへ、よりどころなきものは捨て論ぜず」と記す。本事例は、この「捨て論ぜず」に該当するものだろう。
- 24) 歴史学における歴史叙述と叙述行為の主体という問題に関しては、言語論的転回以降の学界の状況について述べた荻野美穂の論文（「歴史学における構築主義」（上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房、2001年）がある。同論文には本稿と関連する以下の記述がみられる（「歴史は時代の変化によっても歴史家の立つ位置によっても必然的にたえまない見直しや修正を迫られ、永久に書き直しを続けられるべきものということになる」141頁）。これは、歴史学研究者の営みを分析したもののだが、近世期における家譜作成者も「歴史叙述の主体」であり、同様にあてはまるであろう。また、近年では、遅塚忠躬が「歴史認識についての反実在論」について論じている（『史学概論』東京大学出版会、2010年、第4章「歴史認識の基本的性格」）。歴史叙述という行為を構築主義的な立場から捉える見解は、荻野が「なじみの深い認識」と述べるように従来より諸書にみられるところである。それらの見解を念頭に置きつつ、日本近世社会において、歴史叙述行為がどのような様相をもって現出したかという点をあらためて具体的に捉えていく必要があるだろう。